

医療法人社団御上会（野洲病院）への市債権について

経過：

- ・昭和60～62年度 当時の野洲町が医療法人社団御上会（以下「御上会」）に毎年3億円計9億円を貸し付け
財源の一部は、滋賀県から借り入れた市町村振興資金
…その後、償還期間、返済期限の変更を実施。当初の返済期限は平成11年度であったが、同年度まで元金償還はなく、利息償還のみ
- ・平成27年度から毎年度元金74,500千円の貸付金を償還
- ・令和元年5月29日 御上会と事業譲渡契約書締結
- ・令和元年6月28日 事業譲渡契約の議決
- ・令和元年6月30日 御上会解散 解散時点での未償還元金 225,561千円
- ・令和元年8月8日 御上会清算人と市長協議 退職慰労金の支払いについて提案、正当な債権であれば支払いは可能と伝える。
- ・令和元年8月20日 御上会清算人に対し、責任をもって対処されるよう説明
- ・令和元年9月25日 御上会清算人が野洲病院の元職員に退職慰労金を50,133,729円支払い
- ・令和元年12月27日 弁護士より御上会清算人が支払った退職慰労金に対する考え方を『意見書』として市に提出
- ・令和2年1月17日付 御上会清算人に対し、清算見込みに係る書類提出を催促
- ・令和2年1月30日 御上会清算人から市に対し清算見込みに係る書類提出
- ・令和2年2月4日 御上会清算人に弁済可能な92,464千円の返済を請求
→2月7日支払予定（2月5日時点）

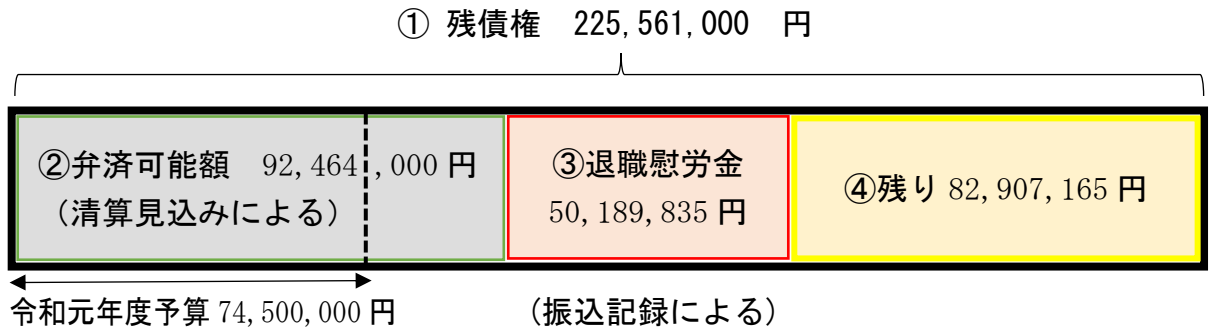
今後の予定：

- ・令和2年2月議会 訴えの提起の議案可決後 清算人個人及び担当職員（元常務理事）を提訴
50,189,835円（退職慰労金50,133,729円、振込手数料56,106円）
- ・御上会に貸し付けた地域医療振興資金を清算終了時に債権放棄を行う予定であったが、損害賠償請求を行うことで、清算終了は未定。係争中は、債権放棄を実施できない。

医療法人社団御上会に関する市債権の対応について

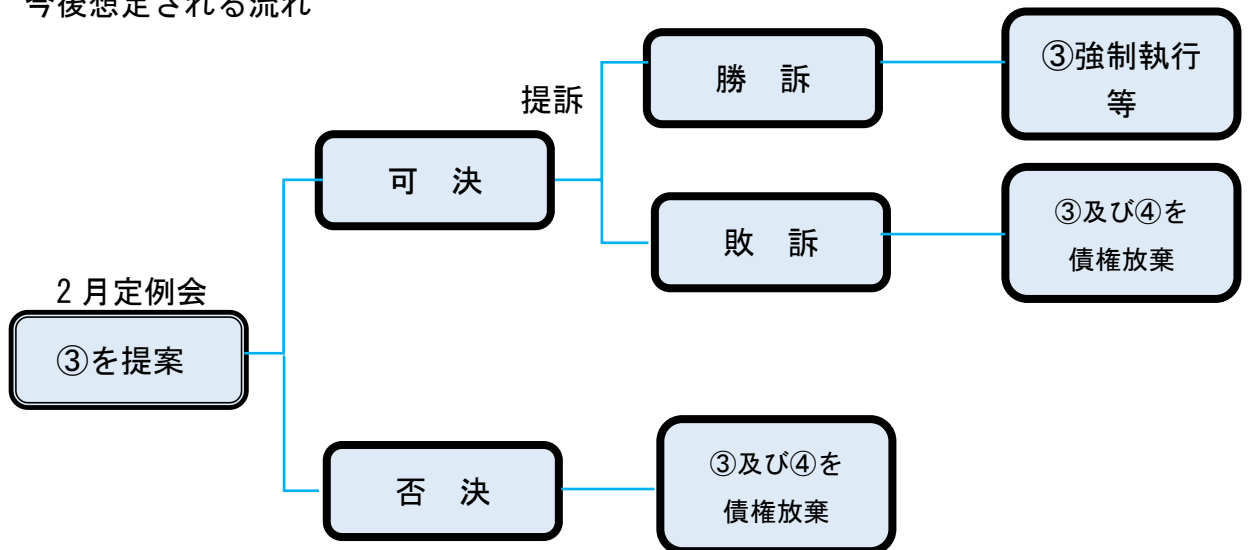
1 前提

- ① 昭和 60～62 年度に貸し付けた地域医療振興資金貸付金 9 億円の未償還金である残債権は、225,561,000 円である。
- ② 御上会清算人から清算業務により弁済が可能となった金額は、92,464,000 円である。
- ③ 退職慰労金として支出した 50,189,835 円は、清算人個人等に対し損害賠償を行う。
- ④ 残りは、82,907,165 円となる。



- * ④ 清算終了時までの支出分は減少する見込み。
- * 今後、事実の変化等により新たな手段の検討が必要になる場合あり。

2 今後想定される流れ



【2月定例会議案提出予定】

① 議案 訴えの提起について

議決根拠 地方自治法第96条第1項第12号

1 訴訟事件名

損害賠償請求事件

2 当事者

原告 滋賀県野洲市小篠原 2100 番地 1

野洲市

代表者 野洲市長 山仲 善彰

被告 医療法人社団 御上会 清算人

医療法人社団 御上会 元常務理事

3 請求の趣旨

(1) 被告は、原告に対し、金 50,189,835 円及びこれに対する令和元年 9 月 25 日から支払い済みまで年 5 分の割合による遅延損害金を支払え。

(2) 訴訟費用は被告の負担とする。

との判決及び仮執行宣言を求める。

4 請求の原因（概要）

被告は、医療法人社団御上会の解散後の清算手続きにおいて、共同して同法人の元職員らに対して退職慰労金名目で金銭を支出したが、当該行為は医療法で定める清算人の職務の範囲外のものであり、当該行為により、原告は保有する債権の返還を受けることができなくなっているため、損害の賠償を求めるものである。

5 訴訟遂行の方針

(1) 弁護士を訴訟代理人と定める。

(2) 判決の結果、必要がある場合は、上訴する。

(3) 必要があるときは適当と認める条件で和解することができる。

- ② 議案 野洲市特別会計条例の一部を改正する等の条例
議決根拠 地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号

1 条例の提案理由と概要

地域住民の医療を充足するため地域医療の中核を担っていた野洲病院を経営する医療法人社団御上会に対し、当時の野洲町は昭和 60 年度から 62 年度にかけて地域医療振興資金を約 9 億円貸し付け、償還されてきたが、昨年 6 月 30 日の同法人の解散により一定の役割を終えたことから、野洲市地域医療振興資金貸付事業特別会計を廃止により、野洲市特別会計条例を改正するとともに、野洲市地域医療振興資金貸付条例を廃止する。

2 施行日 令和 2 年 4 月 1 日 (経過措置あり)

3 改正内容

- ・野洲市特別会計条例の一部改正

第 1 条第 4 号に規定する「野洲市地域医療振興資金貸付事業特別会計」を削除し、第 5 号から第 8 号までを 1 号ずつ繰り上げ

- ・野洲市地域医療振興資金貸付条例の廃止

- ・経過措置を規定

(1) 野洲市地域医療振興資金貸付事業特別会計は、出納閉鎖まで従前どおりとする。

(2) 野洲市地域医療振興資金貸付条例により貸付している地域医療振興資金の償還に関する事項は、従前どおりとする。

③ 補正予算議案

(1) 令和元年度 一般会計補正予算 (第 13 号)

【歳出】 訴訟事務委託料 (146 万円) の補正について

1 補正予算の提案理由と概要

医療法人社団御上会の清算人及び元常務理事に対し、退職慰労金名目で支払われた損害賠償金の請求を行うため、弁護士に支払う訴訟事務委託料を衛生費-市民病院推進事業費に追加する。

合わせて訴訟契約が終了するまでの期間と実費に弁護士報酬を加えた額の範囲内を限度とする債務負担行為を設定する。

2 委託料の見積に係る経過

1月27日 益川総合法律事務所に対し見積依頼

1月30日 第1回目 見積提出

1月31日 再見積依頼

1月31日 第2回目 見積提出

1月31日 再々見積依頼

2月3日 第3回目 見積提出

(2) *令和元年度 地域医療振興資金貸付事業特別会計補正予算 (第 1 号)

【歳入】 貸付元利収入 【歳出】 一般会計繰出金 (1,796 万 4 千円) の補正について

*令和元年度 一般会計補正予算 (第 13 号)

【歳入】 一般会計繰入金 (1,796 万 4 千円) の補正について

・ 補正予算の提案理由と概要

医療法人社団御上会に貸付した地域医療振興資金について、同法人の清算人から1月30日に清算見込みに係る関係書類が提出され、弁済可能額が確定したことから、当初予算との差額を増額補正する。